

春は就職・進学・転職の季節です 届出をお忘れなく

住所を変更するときには、転入・転出等の届出が必要です。

届出の際に必要な書類がない場合は、手続きができません。事前に確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

確認のうえ、手続きをしてください。

転出届をすると「転出証明書（無料）」が交付されます。この「転出証明書」を添えて、新しい住所地で転入届をしてください。

【転出届】（下野市から他市区町村に住所を移すとき）

- ・ 本人確認書類（免許証、パスポート等）
 - ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方）
 - ・ 在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
 - ・ 印鑑（認め印可）
 - ・ 委任状（代理の方が手続きするとき）
 - ・ その他、返納の必要があるもの（印鑑登録証、国民健康保険証、各種医療受給者証など）
- ※転出先住所、転出日をご

【転入届】転入届（他市区町村から下野市に住所を移すとき）

- ・ 前住所地で交付された「転出証明書」
 - ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方）
 - ・ 在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
 - ・ 本人確認書類（免許証、パスポート等）
 - ・ 印鑑（認め印可）
 - ・ 委任状（代理の方が手続きするとき）
 - ・ その他、該当する手続きに必要な書類
- 例 児童手当・保護者の健康保険証、預金通帳、児童

手当用所得証明書など
ごども医療費助成・お子様の保険証、保護者の預金通帳など
小中学校の転入学・在籍証明書など

問い合わせ先

- 市民課国分寺窓口 ☎(40)5557
- 南河内窓口 ☎(48)2111
- 石橋窓口 ☎(52)1111

平日に手続きができない方へ 市民課窓口の土日開庁のお知らせ

住所異動の時期に伴い、市民課の窓口を以下のとおり開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。
なお、一部の業務及び他市区町村・関係各課等に照会や確認を必要とする手続きにつきましては、申し訳ございませんがお取り扱いできません。
また、内容によっては平

日、再度お越しいただくこともありますので、ご了承ください。

- ・ 印鑑証明書
- ・ 戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）
- その他

○取り扱い業務
届書の受付
・ 転入、転出、転居、世帯変更届

・ 住所の異動等に関連する業務
（児童手当認定請求、各種医療助成申請など）

※住民基本台帳カードによる特例転入の受付はできません。

○取扱いできない業務
・ 住民基本台帳ネットワーク関係業務（住民基本台帳カードの申請・交付など）

・ 印鑑登録（市民カードのみ）
・ 国民健康保険及び国民年金の取得・喪失の届出

・ パスポート関係業務（申請・交付など）
・ 公的個人認証サービス業務

※短期保険証及び資格者証及び各種受給者証の受付はできません。

・ 住居表示の届出
・ 住居表示地区（大光寺、花の木、大松山、駅東）への転入・転居のうち住居番号が付番されていない建物への届出

証明書の交付

・ 住民票の写し

土日開庁日

- ・ 3月28日(土)
- ・ 3月29日(日)
- ・ 4月4日(土)
- ・ 4月5日(日)

開庁時間

午前8時30分から正午

開庁場所

国分寺庁舎市民課窓口
（石橋窓口・南河内窓口は開庁しませんのでご注意ください。）

問い合わせ先

- 市民課 国分寺窓口 ☎(40)5557